



県営住宅の共益費、県が徴収を！

「自治会役員の高齢化で、共益費の集金が難しい。家賃と一緒に県が徴収してほしい」

こうした声を県営住宅の自治会の方々から数多くいただいています。

県営住宅では、階段や集会所などの共用部の光熱水費などについて、各団地の自治会が共益費として徴収していますが、入居者の高齢化にともない、集金に困難をきたすケースが増えています。

集金に回ると、「共益費は払いたくないから、うちの前の廊下の電気は消してくれ」と言われたり、あからさまに嫌な顔をされたり、居留守を使われたりと、集金を担当する方々のご苦労は大変です。

他の46都道府県の状況を調べてみると、東京都、大阪府、高知県、愛知県の4都府県は、希望する団地に対して、家賃とともに共益費を徴収しています。

例えば、東京都では住宅共用部分の管理について、自治会から希望のあった項目を東京都が実施し、その費用を共益費として、毎月の家賃とともに徴収しています。



徴収方法を調査・研究へ

自治会の皆さんの声を実現するため、私は9月の県議会本会議で、黒岩祐治知事に対して、県が共益費を徴収できる仕組みをつくるよう強く求めました。

これに対し知事は、「県は、実際に公営住宅の共益費を徴収している都府県に対してヒアリングを行い、共益費の徴収方法や、入居者の費用負担を抑えるノウハウなどを調査する」と答弁しました。さらに、「こうした調査を踏まえ、モデルケースとなる県営住宅を選定し、効果的な共益費徴収の仕組みの導入に向け、研究していく」と明言。これまで頑なだった県の取り組みを一步前進させることができました。

家賃とともに共益費を県が徴収できる仕組みの実現に向けて、今後も全力を尽くしてまいります。

精神障がい福祉、生活実態を調査し支援策を検討

精神障がい者の方々は、体調が安定しないことから就労が困難であり、定期的に通院する必要があるため出費がかさんで経済的に苦しい方も多いため、経済面で様々な困難を抱えておられます。

そこで、本会議において知事に対し、「県においては、重度障害者医療費助成制度の対象拡大に取り組みつつも、精神障がい者の生活にしっかり目を向けた、何らかの支援を、多角的なアプローチで検討してもらいたい」と訴えました。

これに対し、知事は、「県では、精神障がい者の生活実態を詳細に把握する調査を来年度実施する」と答弁。さらに「この調査結果をもとに、精神障がい者の地域での生活や社会参加に向けた支援など、今後、県が行うべき精神障がい者への支援策を検討していく」と述べました。